

岡山市パートナーシップ宣誓制度（案）に対する岡山市男女共同参画専門委員会委員意見等

◇募集期間 令和2年5月8日～令和2年5月25日

◇意見の数 50件

◇意見提出人数 10人

No.	意見の概要	市の考え方
制度について		
1	【名称】岡山市パートナーシップ宣誓制度→岡山市配偶者宣誓登録制度	本制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを岡山市長に対して宣誓する制度です。
2	【制度】形式として、「登録」制度を希望するご意見もあり、一考に値するとは思いますが。ただ、都市間相互利用なども考慮し、現状では、宣誓制度が便宜であろうと考えます。	
3	【制度名称】「宣誓」という言葉に、当事者（という表現が良いかどうかですが）同士の意思が強く表現されていて、良いと思います。ただ、「宣誓」に対し、「受領証」という対応しか出来ないのかな・・・と、当事者と、行政の温度差が有るように感じてしまいました。	
4	パートナーシップで宣誓書と言う表現が少し気になります。	
5	【パートナーシップの定義】カップルを性的マイノリティに限定せず、事実婚も含める。事実婚は対象外とするべきか？ 性的マイノリティのためだけの対応とするのは、かえって差別を残すのではないのでしょうか？ 視点を変え、むしろ戸籍上の手続きに難（性的マイノリティであることもその一つ）があって戸籍上婚姻届けを出せないケースを救う手続きとして配偶者登録制が設定された方が良いのでは？ 第一、そうしないと性的マイノリティである証明が必要になる？ そこまでして限定する意味があまりないと思います。	令和元年度に実施した「性的マイノリティに関する市民意識調査」の結果を踏まえ、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、自分らしく安心して暮らせるようにするため、本制度を導入するものです。事実婚については、社会保障制度などで認められている部分もありますが、事実婚の方の生きづらさなど社会情勢を注視し、要望等の把握に努めます。今後とも、多様性が尊重された社会の実現を目指していきます。
6	【制度】事実婚を対象外とすることについて：趣旨を踏まえ賛成です。ただパブコメにあるような指摘はこれからも議員含め他の方からもなされる可能性があるため、趣旨とそのベースにある市民調査による市民の意識・ニーズ把握、差別の現状について、繰り返し強調する必要があるのかなと思います。（ところで、結婚と同様の支援・権利を、事実婚にも、保障しようとする世界的な動きはありますので、そちらはそちらで、たとえば少子化対策の観点から、岡山市が先駆的に取り組んでいく価値はあるのかもかもしれません）	
7	【パートナーシップの定義】今の時点で「事実婚」は対象外でも、将来的にはパートナーシップに含めてほしいと思っています。「性の多様性を尊重する」のであれば、性の多様性＝性的マイノリティと定義するのは、かえって枠に当てはめているようで、不寛容に感じます。「だれもが」「男女に係わらず」その言葉がつかなくても、「多様性」を謳わなくても、当たり前にも認められている社会となっていけたらと、願います。	

No.	意見の概要	市の考え方
8	同居を要件としないことについて：同居義務のある結婚とは違いますし、また差別が厳しい状況（ファミリーマンションのオーナーが許可しないなども含め）では、同居が難しいケースもあるでしょうから、その観点からも賛成です。ただし、今後、利用可能なサービスが拡大していくなかで、要件を厳しくしろという声も出てくるかもしれません。ので、他の都道府県市町村の状況はつねにフォローしていただければと思います。	今後とも、制度を導入する自治体が増えることが見込まれるため、その状況については注視していきます。
9	【対象者の要件】 ○双方に配偶者がいないこと ○双方に法律上の配偶者も事実上の配偶者もないこと 配偶者についてはもう少し詳細に明示しておくほうが良いかと。また、岡山市で受ける限りは、宣誓（登録）時には少なくともどちらかが岡山市の住人である必要があると思います。宣誓するときは両者そろってきてもらう。 ○登録時には同居していること	配偶者には、事実婚の配偶者を含みます。 市内居住については、「双方が、市内に住所を有していること」「一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること」「双方が市内への転入を予定していること」のいずれかを要件としています。 宣誓手続きは、お二人で来庁のうえ、行っていただきます。 同居については、法律による婚姻制度でも要件とされておらず、また、仕事や学校、家族の介護などの事情により、夫婦間の合意の上、別居することがあることから、要件とはしておりません。
10	【通称名の使用】可とするが、戸籍謄本等身分を示すものを添える。 本人が法的に結婚していないことを確認すること、本人を同定する必要があること。免許など身分証明書でもよい？	独身であることを確認するため、戸籍抄本や独身証明書等の提出が必要です。 本人確認書類として、個人番号カード、旅券、運転免許証等の提示が必要です。 通称名を使用して宣誓を行う場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提示が必要です。
宣誓方法・受領証の交付について		
11	【宣誓方法】人権推進課職員立会いの下で宣誓後、宣誓書は婚姻届けの窓口にて受領・保管・登録証明書を発行する。 宣誓文は当事者が用意し、前もって人権推進課に提出する。（マニュアルは課で用意？）	事前に予約した日時に、人権推進課職員の面前で宣誓書と確認書を記入し、職員が提出書類の確認を行います。内容に不備等がなければ、宣誓書の写し、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを交付します。宣誓書等の受領・保管は人権推進課で行います。なお、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。
12	宣誓方法をネットで認めてほしい。もちろんTELやメール等で事前の打合わせは必要です。	宣誓書の様式は、岡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱で規定する予定です。
13	【受領証等の交付】受領証（登録証）は特に初回交付する必要はなく、必要に応じて当事者がコピーを請求する。（有料） カードは住民票カードのような形式で中に記載項目を作る。	宣誓後、書類に不備等がなければ、宣誓書の写しとともに、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを即日交付します。受領証はA4サイズで1通、受領証明カードは免許証サイズで、お2人に1枚ずつ交付します。
14	交付書類は受領証となっております。希望すれば公正証書作成も可能でしょうか。	本制度は、岡山市の内部規定である要綱に基づく制度であり、法的な効力はありません。婚姻に類似した関係を構築する方法として、公正証書による任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用が発生するため、当事者の任意とします。
15	公正証書を任意とした点、費用の点から評価できません。	

No.	意見の概要	市の考え方
受領証の再交付・返還について		
16	【受領証等の再交付】紛失等届を出させ、再交付手数料は取る。	再交付手数料については無料とします。
17	【宣誓書の保存年限】双方合意の上、登録抹消手続きが取られるまで。	長期保存とする予定です。
18	<p>パブコメにもありましたように、一度パートナーシップ受領証を得た後に関係が悪くなり、一方の当事者が勝手に（あるいは合意したと偽って）受領証を返還してしまった場合、一方がパートナーを取り消したい（が相手が同意してくれない）と岡山市に申し出てきた場合、などもありえるのかなと思います。利用可能なサービスが拡大されてきたときに、いっそうそういう問題が起こる可能性もあります。それがサービス拡大の足かせにならないように、ぜひ今のうちから、取り消し・返還の規定について詰めておいてくださるとありがたいです。</p>	
19	<p>【受領証等の返還】登録抹消手続きを別途定め、その中で規定する。 結婚するときより、離婚するときの方が数十倍大変です。法的拘束力がないとはいえ、宣誓（登録）時に公正証書が任意では、それが無い時にどんな被害やトラブルが起きるかを考慮する必要があります。「宣誓の要件に該当しなくなった時」というアウトな項目では不十分かと。最悪、家裁で調停するにしても、人権推進室が振り回される可能性もあります。</p> <p>例として （１）当事者双方が合意のうえ“配偶者宣誓登録”を抹消する時は、宣誓登録抹消合意の書類に署名捺印して提出する。カード等を交付されている場合はそれを返却する。 （２）当事者の一方が他方と5（？）年間音信不通になるなど、悪意の遺棄がなされた場合、遺棄された側の申し出により登録抹消手続きがとれる。 （３）家裁の調停等を経て関係の破綻が明確になった時、調停調書のコピーを提出して登録抹消手続きを取れる。</p>	<p>宣誓したお二人が連名で提出していただくパートナーシップ宣誓書受領証等返還届において、返還理由の「パートナーシップの解消」にチェックをしていただくこと、紛失の場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証及びお二人分のパートナーシップ宣誓書受領証明カードを添付していただくことにより、パートナーシップ解消の意思を確認します。</p>
20	<p>【様式等】具体的な書式等を知らないのですが、受領証等の返還に関連し、届出の必要な場合（１）パートナーシップ解消について「双方の意思」の合致を証するために、例えば、離婚届のような書式などがありますか？</p>	
21	パートナー関係を解消する場合の問題を整理しておく。（他方が知らないうちに出されたりすると困る）	
22	パートナーシップの解消時は、離婚の場合と同様に双方の意見が分かれることがあります。基準を作られますでしょうか。	

No.	意見の概要	市の考え方
利用可能なサービスについて		
23	岡山市第6次総合計画に掲げたことを根拠に全庁舎内に周知啓発とともに協力(何が必要か)を依頼する。	
24	【利用可能なサービス】市営住宅申込、市民病院の入院、面会、手術に関するものの他、現在照会中とのこと、今後も可能な事項を追加していくべきと考えます。	
25	岡山市（広島市も）の施設や制度の利用については、婚姻者と同様の取り扱いをお願いできればと思います。市営住宅・墓地などの申し込み、市立病院での同意書、面会など、パートナー間のDV相談としての対応、里親制度、同一世帯として生活保護認定など多くのことがあると思います。	受領証等を提示することで利用できる本市の制度を検討するため、現在、全庁的に調査を行っており、順次、取り組んでいきます。
26	パートナーシップ宣誓をしたカップルも里親になることを認めてほしい。	
27	【法的な効力？】「資料3-2」を読ませていただくと、寄せられたご意見に対し、「法的な効力はありません」と繰り返されているように感じます。では、どんな効力？どんなメリットがあつての制度なのでしょう。「生きづらさや不安を軽減し、自分らしく安心して…」とありますが、この制度は、今後も「生きづらさや不安が軽減」されていく、発展性のある制度と理解して良いですか？	
28	賃貸契約の契約者であるパートナーが亡くなっても、残された人が契約を打ち切られないでそこに住み続けることができるようにする。（民間は無理でも公的住宅などは対応可能かと）	
29	パートナーの一方の収入によっては配偶者控除が受けられるようにする。	配偶者控除の控除対象者については、所得税法により規定されており、対象外とされています。
30	【行政サービス】拡大の状況を隔月の審議会に報告してもらおう	必要に応じて報告させていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
31	<p>【利用可能な行政サービス・民間サービス・都市間相互利用】</p> <p>・いずれも拡大・推進していくことは重要です。ただそれらが進めば進むほど、反対意見が出てくる可能性もあります。たとえば独身シングルの人や事実婚の人から、疑問の声もでてくるかもしれません（独身でも事実婚でもある程度「白い目で見られる」という理由で）。もちろん「だから拡大は慎重に」ということではなく、拡大しつつ要件はしっかりと定めて守ってもらうようにして、また並行して、シングルの人や事実婚の方々へのサービスの拡大も、少し進めてくだされば理想的なのかなと思います（差別の状況は性的マイノリティの方のほうがもちろん厳しいです。そちらを最優先にするのは当然のことです）。そうすると、「だれもが個性と能力を発揮できる」という趣旨に沿っていると市民は認識できるでしょうし、その姿勢をみせるだけでも、市民の納得は得られやすくなるように思います。（フランスでも、パリテを導入する際に、同時に性的マイノリティのパートナーシップ制度を強化するなどして、反発を抑えたことがあります。課の仕事を超える場合は縦割りになっていると難しいかもしれませんが、よければく差をつけつつも同時に＞拡大・推進を進めていってください。</p>	<p>令和元年度に実施した「性的マイノリティに関する市民意識調査」の結果を踏まえ、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、自分らしく安心して暮らせるようにするため、本制度を導入するものです。</p> <p>今後とも、多様性が尊重された社会の実現を目指していきます。</p>
32	<p>【民間サービス】協力的な事業者の名簿作成</p>	
33	<p>市営住宅利用の優遇だけでなく、民間のアパート、マンションなども利用しやすくするため、パートナーシップ宣誓制度の協賛事業主、企業を募っていったらどうか。そして協賛事業主、企業を市民日より、新聞等で公表するのの一策かと思う。</p>	
34	<p>企業・団体や他自治体での利用を促す具体例の提示や利用・団体企業の顕彰をお願いします。</p>	<p>民間事業者に対して、周知・啓発に努めます。また、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰において、従来の「男女平等」に加えて「性の多様性尊重」の取組を表彰の対象としています。</p>
35	<p>民間業者に対する周知、啓発にとどまらず協力を依頼する。協力事項の実績をもって表彰の対象とする。</p> <p>※協力事項…家族手当、単身赴任手当、住宅の賃貸契約</p>	
36	<p>パートナーの医療行為の同意について、市民病院だけでなく岡山市内の民間病院にも働きかけ、利用しやすくするべきだと思う。</p>	
37	<p>パートナーが病気やけがで手術等が必要になった時、配偶者として関わられるようにする。</p>	<p>受領証等には、法的な効力はありませんが、医師会等を通じて受領証等の提示があった場合の配慮についてお願いしたいと考えています。</p>
都市間相互利用について		
38	<p>【都市間相互利用】近隣だけでなく全国に広げる。</p>	
39	<p>都市間相互利用においては、広島市だけでなく全国各自治体に働きかけて幅広く協定を結び、LGBTの方が利用しやすいよう便宜を図っていくべきだと思う。</p>	<p>現在、指定都市間及び近隣自治体との相互利用について、研究を行っているところです。</p>
40	<p>【都市間相互利用】検討を進められるとのことで、結構だと考えます。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方
啓発・教育について		
41	制度周知のため、婚姻届けを扱う窓口で受け付け、戸籍にパートナー宣誓している相手がいることを明記する。	宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。そのため、人権推進課で対応させていただきます。
42	パブリックコメントにもありましたが、性的マイノリティの方々の生きやすさには、宣誓制度と同時にまずは市民の差別や偏見の解消も不可欠だと思います。性的マイノリティに関する市民意識調査報告書での問2結果の9割近い「身近に当事者はいない・わからない」と答えた方の身近にいる（けど言えない）性的マイノリティの方は、宣誓制度が始まってもし生きづらいだろうなと思いました。	今後とも、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、自分らしく安心して暮らせるようにすることで、性的マイノリティの方への差別や偏見の解消、社会的な理解の促進につなげ、「岡山市第六次総合計画」に掲げた「誰もが個性と能力を発揮できる社会づくり」を目指していきます。また、アウトティングにつながることをのまないよう周知・啓発に努めます。
43	受領証を提示することにより、アウトティングにつながる場合がありますので、その点への注意の徹底をお願いします。	
44	カップルの子どもが偏見や差別を受けないように学校での周知・対応、また、児童・生徒への啓発をお願いします。	
45	教育委員会へ協力必要 子どもたちへの理解	性の多様性の理解促進のため、教職員の研修を実施するとともに、児童・生徒への学習機会を提供します。
賛成意見		
46	岡山市パートナーシップ宣誓制度（案）に賛同します。	今後とも、「岡山市第六次総合計画」に掲げた「誰もが個性と能力を発揮できる社会づくり」を目指していきます。
その他		
47	制度の担当部署を設置し、課題に対応する。	人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課で協働して取り組んでいきます。
48	岡山市男女共同参画相談支援センターの相談窓口で、契約関係など法的問題も相談できるようにする。	必要に応じ弁護士による法律相談を実施しています。
49	施行後も、改正の必要がないか、継続した意見の収集や調査をお願いいたします。	ご意見については、性の多様性の理解促進の取組を推進する際の参考とさせていただきます。
50	マイノリティと言う表現が解らない方もいると思います。（ ）をして意味を書いた方が良いと思います。	今後とも、ホームページ等で、市民の皆様にわかりやすい情報を発信していきます。